

悩みや困難を抱える子どもと家庭を支えます。 ～ヤングケアラー専用相談窓口&相談専用ダイヤル設置～

福岡市では、ヤングケアラー（※）を支援するため、相談窓口を開設しました。
当事者の子どもやその家族、支援機関などから相談を受け付けます。窓口では、ヤングケアラー・コーディネーターが解決に向けた手段を一緒に考えます。
相談専用ダイヤルも同時に開設しました。まずはご相談ください。

※ヤングケアラーとは

本来、大人が担うような家族の介護や世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものことです。

例 年下のきょうだいの世話、障がい・病気・精神疾患がある家族への介護、など

→年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子ども自らの育ちや教育に影響が及ぶことが懸念されています。

1 開設日 令和3年11月15日（月）

2 相談の対象者

ヤングケアラー本人やそれを支援する人・機関など

3 相談方法

電話および窓口による相談（窓口相談には事前予約が必要です）

電話番号 092-982-0073（相談専用ダイヤル）

**場 所 中央区赤坂1丁目3-14 ブランシェ赤坂2F
（NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN 内）**

4 受付時間

①月～金：10時から18時まで

②土：10時から17時まで

※水曜日及び日曜・祝日は休み

5 運営

NPO 法人 SOS 子どもの村 JAPAN

【この取り組みに関するお問い合わせ】

※ご相談は上記の相談専用ダイヤルにご連絡ください。

こども未来局こども家庭課 電話：092-711-4238

ヤングケアラー相談支援の流れ（令和3年度）

早期把握

ニーズや課題に応じた早期支援

